

# 投票用紙等請求書

(郵便による在外投票)

公職選挙法第49条の2第2項の規定により、今回の衆議院議員総選挙／参議院議員通常選挙において、在外投票を行いたいので、同法施行令第65条の11第1項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

年 月 日

氏 名	
署 名	
在外選挙人証に記載されている住所	
在外選挙人証の交付番号	

市区町村 選挙管理委員会委員長 殿

## 注意

1. 下線部分及び枠内に書いてください。
2. 年 月 日は、投票用紙等を請求する日を書いてください。
3. 「氏名」欄には、在外選挙人証に記載されている氏名を正確に書いてください。
4. 「署名」欄は、必ず自分で書いてください(在外選挙人名簿登録申請時の署名と照合されます)。
5. 在外選挙人証を必ず同封してください。
6. 投票用紙等は、在外選挙人証に記載されている住所に郵送されますので、住所が在外選挙人証に記載されている住所と異なる場合はあらかじめ新住所を管轄する在外公館まで住所変更の届出を行ってください。
7. 市区町村選挙管理委員会委員長は、あなたの在外選挙人証を発行している市区町村選挙管理委員会委員長の名称(在外選挙人証に記載されている市区町村選挙管理委員会委員長の名称)を書いてください。